内閣府国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節８に次のように加え、同節８を同節９とする。

○　内閣府は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら、都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等を実施するよう努めるものとする。

○　国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第１章第１節７の次に次のように加える。

８　避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備

○　政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、対策本部長（第１章第２節１⑴に定める対策本部の長をいう。以下同じ。）が行う避難措置の指示及び都道府県知事が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を定め、都道府県に示すものとする。

○　政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、データベース化を図るよう努めるものとする。

第２章第１節５に次のように加え、同節５を同節７とする。

○　沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、政策統括官（防災担当）は関係省庁と連携しつつ、沖縄県と協力して、適切な避難先地域の選定等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。

第２章第１節４の次に次のように加える。

５　避難住民等の救援の実施に関する助言等

○　内閣府は、対策本部長より都道府県知事又は指定都市の長に対して救援の指示があった場合は、適切な救援が実施されるよう、都道府県又は指定都市と連携を図り、必要に応じて助言を行うものとする。

○　内閣総理大臣は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。

６　義援金の受け入れ

○　政策統括官（防災担当）は、義援金の募集・配分に関し、都道府県、市町村及び支援関係団体に対して必要な助言等を行う。

第２章第１節に次のように加える。

８　自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難に関する措置

○　自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、政策統括官（防災担当）は、避難施設、避難経路について、関係省庁及び地方公共団体と平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、必要な調整を行うものとする。

金融庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく金融庁の国民の保護に関する計画（金融庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日

金融庁長官　畑中龍太郎

金融庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第13条に次の一項を加える。

３　監督局長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、電子債権記録機関に対し、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

一　取引停止処分に関する措置（災害時における取引停止処分、利用契約の解除等の措置について適宜配慮することをいう。）

二　休日営業等に関する措置（休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮することをいう。）

総務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく総務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成26年５月14日　総務大臣　新藤　義孝

総務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第６節２⑵中「安全保障会議」を「国家安全保障会議」に改める。

第３章第９節２⑵中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

消防庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消防庁国民の保護に関する計画（以下「消防庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日

消防庁長官　大石　利雄

消防庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第２節１の１つめの○中「厚生労働省」を「内閣府」に改める。

第２章第４節２の１つめの○中「厚生労働省」を「内閣府」に改める。

第３章第１節４⑵の１つめの○中「長官」を「次長」に改める。

第３章第１節４⑶の見出し及び１つめの○中「安全保障会議」を「国家安全保障会議」に改める。

第３章第３節２の１つめの○中「厚生労働省」を「内閣府」に改める。

法務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく法務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日　法務大臣　谷垣　禎一

法務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章２中「法務省行政文書管理規程」を「法務省行政文書管理規則」に改める。

第３章第５節１の⑵中「・債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の一定期間の猶予」を「・債務超過を理由とする法人の破産手続開始
・民法に規定された相続の承認又は放棄すべき期間の伸長の決定の一定期間の猶予」に改める。

別添１第１の１を次のように改める。

１　連絡会議は、次に掲げる議長、副議長、委員及び幹事により構成する。

議　　長：官房長
委　　員：大臣官房審議官（総合政策統括担当）
副 議 長：大臣官房秘書課長
委　　員：大臣官房人事課長
委　　員：大臣官房会計課長
委　　員：大臣官房施設課長
委　　員：大臣官房訟務企画課長
委　　員：大臣官房厚生管理官
委　　員：大臣官房司法法制部司法法制課長
委　　員：民事局総務課長
委　　員：刑事局総務課長
委　　員：矯正局総務課長
委　　員：保護局総務課長
委　　員：人権擁護局総務課長
委　　員：入国管理局総務課長
委　　員：法務総合研究所総務企画部長
委　　員：公安審査委員会事務局長
幹　　事：大臣官房参事官（総合調整担当）
幹　　事：大臣官房参事官（予算担当）
幹　　事：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房秘書課広報室長
幹　　事：大臣官房会計課庁舎管理室長